



行政相談マスコット
キクーン

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事証明書」を 取得できない場合の対応

— 行政改善推進会議の働き掛けによる改善 —

総務省の行政改善推進会議（座長：江利川毅 えりかわたけし）の働き掛けを踏まえ、厚生労働省は、調理師試験の受験希望者が、2年以上の実務経験を証明する「調理業務従事証明書」を勤務先の都合で取得できない場合の対応を改善しました。

行政相談の内容

私は、調理の仕事を長く続けていて、調理師資格を取ることを考えている。

調理師試験を受けるためには、勤務先の「調理業務従事証明書」が必要だが、前の勤務先では、経営者が「忙しい」と言って応じてくれず、今の勤務先では、「資格を取ると退職されてしまう」と言われ、証明書を出してもらえない。

私と同じく勤務先の都合で、試験を受けられない人が多くいると思われるため、このような場合でも受験できるよう環境を整備してほしい。



行政改善推進会議の主な意見

調理師試験の受験希望者が、勤務先の都合により「調理業務従事証明書」を取得できない場合は、柔軟に対応し、受験資格を得られるようにすべきである。



厚生労働省の対応

- これまで、調理業務従事証明は、飲食店、給食施設等の施設長が行うことを原則とし、廃業等によって元の施設長がいない場合等に限り、調理師会等、所属団体の長又は同業者が行う証明（第三者証明）によることとされていた。
- 令和6年3月27日、調理師試験の受験資格に関する事務連絡が改正され、施設側の都合で証明を受けることができず、このことについて受験希望者から都道府県等に相談があった場合において、都道府県等が調理業務従事期間を確認し、受験希望者の主張に正当性が認められるときは、必要に応じて第三者証明等の柔軟な対応を行えるようにすることは差し支えないとされた。

制度の概要

○ 調理師免許

高等学校の入学資格を有する者であって、①都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者、②多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて 2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者に対して、その申請に基づいて都道府県知事が与えることとされている（調理師法（昭和33年法律第147号）第3条）。

（参考）調理師免許交付数（令和3年度）

養成施設卒業 12,961人

試験合格者 15,162人

○ 調理師試験

調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、都道府県知事が行うこととされている（調理師法第3条の2）。

（参考）調理師試験（令和4年度）

受験者数 21,547人

合格者数 14,091人（合格率65.4%）

○ 調理業務従事証明書

調理師試験を受けようとする者は、受験願書に、二年以上調理の業務に従事したことを証する書類（調理業務従事証明書）等を添付することとされている（都道府県の定める規則）。

今回の改正内容

令和6年3月27日、調理師試験の受験資格に関する事務連絡が、以下のとおり改正された。

- ◆ 「調理師試験の受験資格について」（令和6年3月27日付け各都道府県衛生主管部（局）、関西広域連合本部事務局資格試験・免許課宛て厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室事務連絡）（抄）

2 調理業務従事証明書の証明について

調理業務従事証明書は、1の施設に勤務していたことを証明するものではなく、1の施設において「調理の業務」に従事したことを証明するものである。

なお、証明は、施設長が行うことを原則とするが、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等、所属団体の長又は同業者が行う証明（以下「第三者証明」という。）によることとしてきたところである。これは、証明しようとする期間について、当該施設又は所属していた団体に記録が残っている場合や、従事施設の近隣の同業者が、当時の状況を詳細に覚えている場合等を想定した措置であり、証明できる者がいない場合は、改めて、調理の業務に従事する必要があるため留意すること。

ただし、調理師試験を受験しようとする者（以下「受験希望者」という。）が調理業務従事証明書の証明を施設長に依頼しても施設側の都合で同証明を受けることができず、このことについて受験希望者から都道府県等に相談があった場合において、都道府県等が受験希望者の調理業務従事期間を確認し、受験希望者の主張に正当性が認められるときは、必要に応じて第三者証明等の柔軟な対応を行えるようにすることは差し支えない。

（注）下線は当省が付したものであり、今回の改正部分である。